（第3種郵便物認可）

障害者の選挙権 重視

成年後見巡り判決

不正投票防止に課題

成年後見人が付いた人から選挙権を奪う公職選挙法の規定を「違憲、無効」と断じた14日の東京地裁判決。原告側は、選挙権を国民の基本的権利と定めた憲法の理念に沿って、障害者らの権利を尊重した判断と評価した。法改正を迫る内容だが、国が主張する不正投票をどう防ぐかなど課題も多い。

（社会部　小林篤子、松山翔平、本文記事1面）

勝訴し喜ぶ名児耶匠さん（中央）、母親の佳子さん（左）、父親の清吉さん（左から2人目）（14日、東京・霞が関で）＝安川純撮影

■やむを得ない理由

「後見人が付いた人から一律に選挙権を奪うことは許されない」。この日の判決はこう述べて、公選法の規定を「違憲」と断じた。

選挙権は国民の基本的な権利で、民主主義の根幹でもある。判決は、その前提に立って、「障害や病気、老化による判断力低下など様々なハンディキャップを負う人も主権者だ」と述べ、後見人が付いた人たちの権利も重視。選挙権の制限が許されるのは、その制限がなければ公正な選挙が行えなくなるような「やむを得ない理由」がある例外的なケースに限られるとした。

この「やむを得ない理由」として、国が挙げたのが「不正投票の恐れ」だ。判断力の欠如につけこんだ第三者が、特定の候補者に投票するよう不正に働きかける恐れがあると主張した。実際、犯罪統計によると、こうした不正は2011年までの5年間に公職選挙法違反で25件立件されている。知的障害者の施設で、施設側が入所者に投票先を指示する事件も起きた。

判決も不正投票の恐れがあることは認めつつ、不正が「相当な頻度」で行われて国政選挙の結果に影響を及ぼすような証拠はないとして国側の主張を退けた。

一方で判決は、制限の必要性を完全に否定したわけではない。選挙権を「一種の公務」と位置付け、選挙権を行使する能力がない人に権利を与えないことは「合理的」だとした。一部の国では、能力のない人に限って選挙権を認めない制度を導入しているとし、日本でもそうした制度を導入できるはずだと指摘している。

成年後見制度に詳しい新井誠・中央大教授（民法）は「国は直ちに公選法改正に取り組むべきだ。ただ、不正投票を防ぐ措置も必要。全く意思表示ができない人などに限って家裁が選挙権を認めるかを判断する方法も考えられる」と話す。

■低調だった議論

後見人が付いた人は昨年末現在で約13万6400人。新たな申し立ても年間2万件以上あり、高齢社会で成年後見制度の利用者は増え続けている。判決が確定すれば、影響は大きい。

問題の規定はそもそも、判断力が欠如した「禁治産制度」の利用者を対象としたものだ。2000年の成年後見制度の導入時に引き継がれたが、その時点でもすでに規定を撤廃すべきだという意見は出ていた。

同制度は、障害者や高齢者が自分の意思で物事を決める権利を尊重しつつ、財産管理などの能力が不十分な場合に、それを支援するために導入されたもので、「選挙権の行使」とは無関係だからだ。この日の判決も「財産管理と、国の政策に対して自らの意見を持って投票する能力は明らかに異なる」と指摘した。

13年間にわたって見直されてこなかったのは、なぜか。制度設計に携わった関係者によると、選挙制度を所管する旧自治省が「不正投票の防止」を理由に、規定撤廃に強く反対したためだという。その後の国会での議論も低調で、規定はそのまま残された。

在外邦人の選挙権訴訟にかかわった元最高裁判事の浜田邦夫弁護士は「国会や行政が、選挙権の剝奪という大問題にきちんと関心を払ってきたのか、反省する必要がある」と指摘。一橋大の只野雅人教授（憲法）は「判決は司法として人権救済を図り、立法府に制度改善を迫るものだ。ただ、選挙権の行使に必要な『能力』をどう判断するかなど課題も残る」と話している。

スキャナー SCANNER

主な争点に対する主張と判決の認定

	「能力」による選挙権の制限	成年後見制度による選挙権の制限
原告側	国政への参加を保障した国民の基本的な権利で、制限は許されない	制度は利用者の権利を保護するのが目的で、選挙権の制限に使うことは許されない
国側	第三者が特定の候補者に投票するよう働きかけるなど、不正な投票を防ぐため、制限はやむを得ない	選挙権を行使できる能力があるか、選挙の度に審査することはできず、制度で制限せざるを得ない
判決	成年後見人の付いた人が、すべて選挙権を行使する能力を欠くわけではない。不正投票が頻発するとも言えない	制度は、自分の財産を十分に管理できない人を守るためのもので、選挙権の制限に用いることは許されない

成年後見の申立件数（※最高裁調べ）

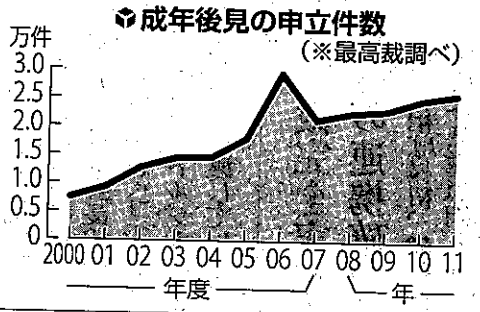

「審判時、個別に判断」主流

＊欧州では

日本のように、後見人が付くと一律に選挙権を失う制度は、欧米ではなくなりつつある。日本も署名した国連の障害者権利条約も障害者の参政権を認めており、判決は「国際的な潮流にも反する」と指摘した。

オーストリアも後見人が付いた人の選挙権を一律に制限していたが、憲法裁判所が1987年、同じ障害者でも後見人が付いた人だけ選挙権が奪われるのは不平等だとして違憲と判断し、制限を撤廃。英国も2006年に制限を廃止した。

選挙権を制限している国でも、一律に権利を奪うことはない。フランスでは後見開始の審判の際、裁判官が、財産管理ができる能力とは別に、投票できるかどうかを個別に判断し、選挙権の維持や停止を決定する。ハンガリーも10年、欧州人権裁判所が「一律の制限は欧州人権条約に反する」と判断したのを受け、個別に判断する仕組みに改正。ドイツでは、財産管理などで全面的に支援が必要な場合に選挙権を失うが、後見人が付く人のうち数％に過ぎないという。

田山輝明・早大教授（成年後見法）は「欧州のように人権を尊重した成年後見制度にするため、規定を撤廃すべきだ」と話す。

（社会保障部　野口博文）